

幼稚園等初任者研修及び幼稚園等中堅教諭等資質向上研修に関する確認事項

令和8年3月

いわて幼児教育センター長

子ども・子育て支援新制度に伴う幼稚園等初任者研修及び幼稚園等中堅教諭等資質向上研修について改めて整理するとともに、共通して確認しておくべき事項等を整理するものである。

1 法的根拠と経緯

教育公務員特例法第23条において初任者研修が、第24条において教職経験者10年研修が規定され、新規採用教員の研修については平成4年度から、教職経験者10年研修については平成15年度から悉皆研修として実施している。平成28年11月28日法律第87号の改正により、「幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例」が附則第四条から第五条へ、「10年経験者研修」は「中堅教諭等資質向上研修」となり、内容の見直しが図られた。

【幼稚園等初任者研修】

目的； 学校である幼稚園や特別支援学校の幼稚部の教諭、認定こども園保育教諭等としての身分の者が、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得るようにする。

研修構成； 園内研修と園外研修

- ＊園内研修・・・岩手県教育委員会から派遣された研修指導員が、新規採用教員に対して指導を行うもの
- ＊園外研修・・・教育センター等において、講義、演習等を行うもの

☆ 私立幼稚園等の新規採用教員についての園内研修は、それぞれの幼稚園で適切に対処するとともに、園外研修は、希望者について、岩手県教育委員会が実施する研修に参加するものである。

【幼稚園等中堅教諭等資質向上研修】

目的； 個々の能力、適正等に応じて、公立の幼稚園等における教育に関し相当の経験を有し、教育活動や学校運営において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等に対して、その職務を遂行する上で必要な事項に関する研修を実施し、資質の向上を図る。

研修構成； 園内研修と園外研修

- ＊園内研修・・・園長の指導の下、指導力の優れた教員、指導主事等が対象者の保育等に対して指導及び助言を行うもの
- ＊園外研修・・・教育センター等において行う講義、演習等、教育事務所において行う公開研究会参加研修、選択研修等を行うもの

☆ 私立幼稚園等の中堅教諭等資質向上研修における園内研修は、それぞれの幼稚園で適切に対処するとともに、園外研修は、希望者について岩手県教育委員会が実施する研修に参加するものである。

【研修の実施主体】

任命権者が研修を実施することとされているが、市町村（指定都市を除く）が設置する幼稚園等の教諭等に対する初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、市町村を包括する都道府県が研修を行うこととされている（教特法附則第五条（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）及び第六条（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例））。

県教育委員会では、幼稚園等初任者研修については「幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル」を、幼稚園等中堅教諭等資質向上研修については「教職経験者 10 年研修のイメージ案（幼稚園）」を参考として研修日数、研修内容等を定めて実施してきた。

岩手県教育委員会が実施する幼稚園等初任者研修及び幼稚園等中堅教諭等資質向上研修の研修日数、研修内容等を含めた内容については、「幼稚園等初任者研修運営会議」における協議、関係諸機関からの意見や要望、幼稚園の実情、時代や社会状況の変化やニーズ等を踏まえ、毎年反省と見直しを行い、改善を図り現在に至っている。

2 子ども・子育て支援新制度に伴う研修の位置付け

（１）「幼稚園等の教諭等」の２つの「等」

子ども・子育て支援新制度に伴い、教育公務員特例法が平成 24 年 8 月 22 日法律第 67 号により改正された。

教育公務員特例法第 2 条に規定されている教育公務員に幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭等が加えられた（※）。

教育公務員特例法に示す「幼稚園等」の「等」についても同様に、教育公務員特例法附則第 4 条に「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園」となった。

※保育教諭等

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭等とは、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る）をいう。
- ・ 保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則である。
- ・ この資格要件について、緩和する特例がある（認定こども園法一部改正法附則第 5 条第 1 項の規定による）。
- ・ この特例により、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば保育教諭等となることができるとされている。
- ・ 特例の経過措置期間として 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）延長された。さらに、令和 6 年 6 月 19 日付通知により、さらに本特例を 5 年延長することとなり、延長の期間は、令和 6 年度末までから、令和 11 年度末まで（令和 12 年 3 月 31 日まで）と改めることとなった（令和 6 年 6 月 19 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号。以下「第 14 次地方分権一括法」という。））。
- ・ 経過措置期間経過後は、幼稚園教諭免許状が有効な状態かつ保育士有資格でなければ、経過措置期間中に保育教諭等となったものはその職を失うことになる。

(2) 研修の対象

教育公務員特例法附則第4条第1項に基づく研修は、幼稚園の教諭等と同様に、幼保連携型認定こども園の保育教諭等に対しても実施することと規定された。

現在、公立幼稚園教諭、公立幼保連携型認定こども園保育教諭は、初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修が悉皆研修となっている。私立幼稚園教諭、私立幼保連携型認定こども園は悉皆研修となっていない。

ア 公立私立を問わず学校の教員には、教育基本法第9条に規定されているとおり、絶えず研究と修養に励み、職務の遂行に努める義務がある。

イ 保育所等の保育士等にも、児童福祉施設最低基準第7条の2に規定されているとおり、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める義務があるため、保育士の希望参加を認める。ただし、あくまで希望参加であるため、その後、公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園又は公立幼稚園型認定こども園で初めて勤務する場合は、「幼稚園等初任者研修」を悉皆研修として受講しなければならない。

(3) 本県における幼児期の教育を行う教諭等や保育士の研修

法的根拠による研修の規定は前述のとおりであるが、幼児期の教育・保育を司る者は、その身分にかかわらず、崇高な使命を自覚するとともに子どもの最善の利益を考え、絶えず研修に励まなければならない。

子ども・子育て支援新制度に伴い、関係部局と研修体系について協議し、以下の通りとする。

実施主体	岩手県教育委員会	保健福祉部 子ども子育て支援室
対象者	公立幼稚園教諭	公立幼保連携型認定こども園保育教諭
初任研	○ 園内研修（研修指導員派遣） ・ 10 日間 ○ 園外研修（総合教育センター） ・ 年間 3 回（8 日間）	○ 園内研修 ・ 各施設長の判断により任意に実施 ○ 園外研修（総合教育センター） ・ 年間 3 回（8 日間）
中堅研	○ 園内研修 ・ 10 日間 ○ 園外研修（7 日以上） ・ 総合教育センター（3 日間） ・ 教育事務所（2 日間） ・ 選択研修（2 日以上）	○ 園内研修 ・ 県では実施しない ○ 園外研修（5 日間） ・ 総合教育センター（3 日間） ・ 教育事務所（2 日間）
その他	私立幼稚園、保育所、認定こども園等における対象者も希望参加を認める。 (※都道府県単位で実施する幼稚園教育理解推進事業における全研修についても同様の対応を行う)	園外研修においては、県教委が実施する総合教育センター（初任研・中堅研）・教育事務所研修（中堅研）を悉皆研修として位置付ける。

※中堅研：令和7年度から、保健福祉部子ども子育て支援室との協議により、公立幼保連携型認定こども園保育教諭の中堅研の内容から、岩手県社会福祉協議会（1日）は削除とした。

3 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修の在職期間10年の考え

幼稚園等中堅教諭等資質向上研修は、個々の能力、適性等に応じて、公立の幼稚園等における教育

に関し相当の経験を有し、教育活動や学校運営において中核的な役割を果たすことが期待される中核教諭等に対して行う研修であるが、現在は、在職期間が10年に達した者に対して実施している。

この在職期間とは厳密に言えば、保育士経験の有無や経験年数にかかわらず、幼稚園教諭等の身分として在職期間（通算した期間）となる。つまり、保育士としての経験年数を合算できず、あくまでも幼稚園教諭等としての経験年数の通算年数を意味する。

幼稚園教育要領と保育所保育指針との高い整合性、保育所保育が環境を通して養護及び教育を一体的に行うことを特性としていることから、これまで本県では、在職期間は幼稚園教諭等としての経験年数に保育所保育士としての経験年数を加え、通算年数が10年に達した幼稚園教諭等を対象者として実施してきたのである。（この解釈について、文部科学省初等中等教育局教職員課へ照会し、法的に問題がないことについて回答を得ている。）今後も同様の考え方とする。

4 本県における幼稚園等初任者研修及び幼稚園等中堅教諭等資質向上研修の対象者

これまでのことをまとめると本県における法定研修の対象者は次のように整理される。

初任者研修	公立幼稚園教諭等	保育士としての経験年数にかかわらず、幼稚園教諭・保育教諭の身分として初めて勤務する者。
	私立幼稚園教諭等	保育士としての経験年数にかかわらず、幼稚園教諭・保育教諭の身分として初めて勤務する者。 ただし、教育センター等において行う園外研修については、園内の事情等を考慮し、幼稚園教諭等の身分として初めて勤務する4年の範囲内で分散して受講することができる。（「幼稚園等新規採用教員研修運営協議会」における協議確認事項）
中堅教諭等資質向上研修	公立幼稚園教諭等	○ 保育士としての経験年数にかかわらず、幼稚園教諭・保育教諭の身分として在職期間（通算した在職期間）が10年に達した者（厳密解釈）のうち、幼稚園10年経験者研修未受講の者。 ○ 幼稚園等新規採用教員研修、幼稚園等初任者研修を受講した者で、保育士の身分と幼稚園教諭・保育教諭の身分を通算した在職期間が10年に達した者。（拡大解釈）
	私立幼稚園教諭等	保育士の身分と幼稚園教諭・保育教諭の身分を通算した在職期間が10年に達した者。